

# E i w a N e w s

役員給与の改定と令和2年分の路線価

令和2年7月  
( No. 180 )

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響による売上等の悪化を理由とした役員給与の改定、及び、7月1日に公表された令和2年分の路線価についてご紹介いたします。

## [1] 役員給与（定期同額給与）の改定

### (1)概要

法人税法上、損金の額に算入される定期同額給与とは、その支給時期が1か月以下の一定期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものをいいます。給与改定を行う場合には、下記①～③のいずれかによる改定が必要になります。

#### ①通常改定

通常改定とは、期首から3か月を経過する日までに行われる改定をいいます。3月決算法人の場合、6月末までに改定決議を行うことにより通常改定に該当します。

#### ②業績悪化改定事由による改定

これは、その事業年度においてその法人の経営状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由（業績悪化改定事由）によりされた減額改定をいいます。借入金返済のリスケジュール協議等、第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない場合が業績悪化改定事由に該当します。

#### ③臨時改定事由による改定

これは、その事業年度において、その法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更、その他これらに類するやむを得ない事情（臨時改定事由）によりされた、これらの役員に係る給与改定をいいます。役職変更、役員の病欠・不祥事等が臨時改定事由に該当します。

## (2)新型コロナウイルス感染症の影響による対応

### ①減額対応

新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた収入がなくなったことで、毎月の家賃や従業員への給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からもやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況にある場合、又は現状では売上等が著しく悪化していない場合においても今後の経営状況の著しい悪化が不可避な場合には、業績悪化改定事由に該当します。

### ②株主総会延期への対応（通常改定）

新型コロナウイルス感染症の影響で期首から3か月を経過する日までに定時株主総会を行うことができない場合がありますが、その場合においても、法人税の確定申告書の提出期限の個別延長を受けているときは、通常改定（特別の事情があると認められる場合）に該当することが、国税庁より示されました。

## [2] 令和2年分の路線価公表

路線価は、各国税局が算定する1平方メートル当たりの土地の評価額をいい、相続税や贈与税を計算する上で必要な指標です。

また、これは一般的に実際の取引価格の8割程度であると言われていています。

主な都市部の最高路線価は以下の通りです。

全国の最高路線価地点は、35年連続で東京都中央区銀座5丁目銀座中央通り（鳩居堂前）で1平方メートル当たり4,592万円（前年比32万円増）でした。

大阪、横浜、名古屋、福岡、京都、神戸、札幌、さいたま、熊本、那覇、奈良、宇都宮の12都市では前年比10%以上の上昇率となり、全国的にも都道府県庁所在都市の最高路線価は上昇又は横ばいがほとんどで、下落した都市は減少しました。

なお、路線価は毎年1月1日時点の評価であるため、国税庁は新型コロナウイルス感染症の影響により今後広範囲で大幅に地価が下落した場合には、路線価の減額補正等の対応を検討しているとのことです。

(1㎡当たり)

最高路線価の所在地	最高路線価		対前年変動率	
	令和2年分	令和元年分	令和2年分	令和元年分
	千円	千円	%	%
札幌(中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り)	5,720	4,880	17.2	15.1
仙台(青葉区中央1丁目 青葉通り)	3,180	2,900	9.7	14.2
さいたま(大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前 <sup>ロータリー</sup> )	4,260	3,700	15.1	12.1
千葉(中央区富士見2丁目 千葉駅前大通り)	1,140	1,040	9.6	9.5
東京(中央区銀座5丁目 銀座中央通り)	45,920	45,600	0.7	2.9
横浜(西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り)	15,600	11,600	34.5	13.3
名古屋(中村区名駅1丁目 名駅通り)	12,480	11,040	13.0	10.4
京都(下京区四条通寺町東入2丁目 御旅町 四条通)	6,730	5,700	18.1	20.0
大阪(北区角田町 御堂筋)	21,600	16,000	35.0	27.4
神戸(中央区三宮町1丁目 三宮センター街)	5,760	4,900	17.6	25.0
広島(中区胡町 相生通り)	3,290	3,050	7.9	8.9
福岡(中央区天神2丁目 渡辺通り)	8,800	7,870	11.8	12.4
熊本(中央区手取本町 下通り)	2,120	1,820	16.5	21.3

全国の路線価は、平成26年分から令和2年分につき、国税庁ホームページの『財産評価基準書 路線価図・評価倍率表』のページ(<https://www.rosenka.nta.go.jp/>)で、閲覧することができます。

また、令和2年分の路線価によるご自宅や会社の土地等の評価額については、弊事務所の担当者にお気軽にお問い合わせください。